

介護保険料特別徴収（年金天引き）の平準化のお知らせ

平準化とは？

介護保険料を年金天引きで納めていただく**特別徴収**は、年度の前半3回（4月・6月・8月）と後半3回（10月・12月・2月）の合わせて年6回の納付となります。このうち前半3回の保険料額は、課税内容の確定前であるため、仮に前年度最後の保険料（2月）と同額としています。（**仮徴収**）

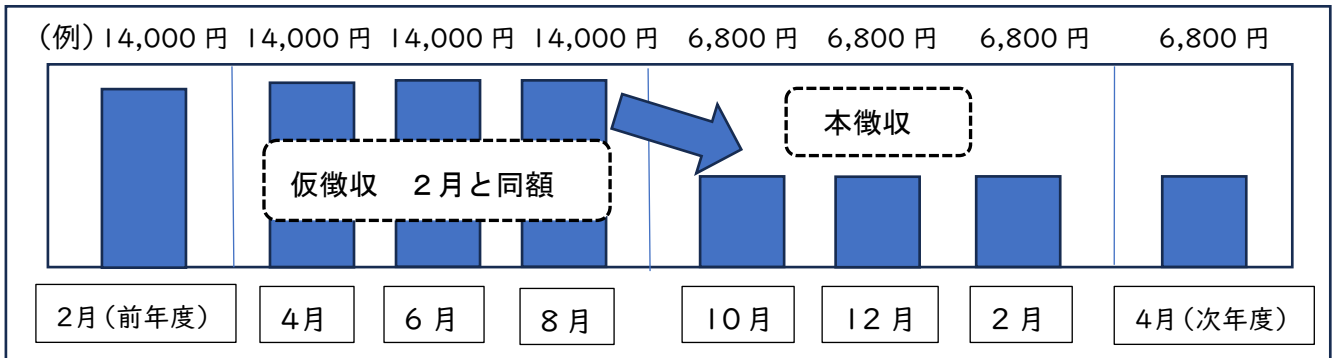
このとき、前半3回の額と、課税内容確定後の後半3回（**本徴収**）の額に、大きく差が出てしまう方がいます。このため保険料額が年間を通じて出来るだけ均等な額となるように調整する処理を**平準化（へいじゅんか）**といいます。

平準化すると、1回あたりの保険料の金額の差が少なくなるね！

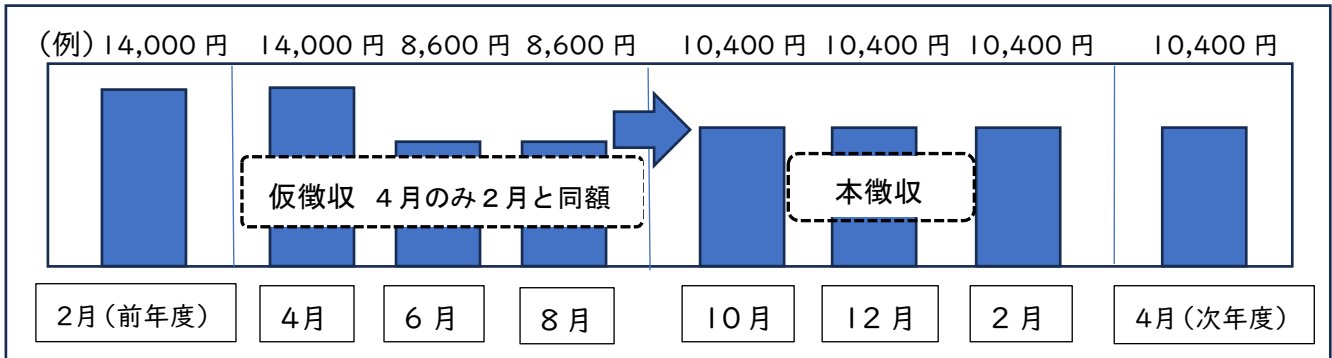


平準化のイメージ図 ※年間保険料金額 62,400 円で計算

◇平準化前（仮徴収と本徴収の額に大きな差があります。）



◇平準化後（6月と8月の保険料額を変更して仮徴収と本徴収の額の差を少なくします。）



尚、今回の通知は8月までの仮徴収の額をお知らせしています。10月以降の本徴収の額については6月に年間の介護保険料を決定し、「特別徴収額開始通知書」としてお知らせします。

年度を通じて天引きされる保険料の金額をならすため、1回当たりの徴収額は変わりますが、年間保険料額が増減するものではありません。※

※所得段階が前年度と変わらないという前提での計算となるため、平準化を行っても、再度収入が変動するなどして保険料額が変わった場合は、年度内での保険料額の変動が大きくなる場合があります。

